

預金商品説明書（期日指定定期預金）

平成 24 年 7 月 25 日現在

1. 商品名	・ ななかまど定期預金（新型期日指定定期預金）																				
2. 販売対象	・ 個人のみ。																				
3. 期間	・ 最長３年（据置期間1年） ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年経過後から３年までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期日を指定するときは１ヵ月前までに通知することが必要です。 ・ 預入日の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱ができます。																				
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入。 ・ １００円以上３００万円未満 ・ １円単位。																				
5. 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。																				
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利。 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算で、１年毎の複利計算。																				
7. 税金	・ 個人の利息には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。																				
8. 手数料	—																				
9. 付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％上乗せした利率） ・ 個人の場合、法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱ができます。																				
10. 期限前解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率により１年複利の方法により計算した利息とともに払い戻します。 <table><tr><td>A</td><td>預入期間が６か月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr><tr><td>B</td><td>預入期間が６か月以上１年未満</td><td>約定利率 × ４０％</td></tr><tr><td>C</td><td>預入期間が１年以上１年６か月未満</td><td>約定利率 × ５０％</td></tr><tr><td>D</td><td>預入期間が１年６か月以上２年未満</td><td>約定利率 × ６０％</td></tr><tr><td>E</td><td>預入期間が２年以上２年６か月未満</td><td>約定利率 × ７０％</td></tr><tr><td>F</td><td>預入期間が２年６か月以上３年未満</td><td>約定利率 × ９０％</td></tr></table> ただし、BからFの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普			A	預入期間が６か月未満	解約日における普通預金の利率	B	預入期間が６か月以上１年未満	約定利率 × ４０％	C	預入期間が１年以上１年６か月未満	約定利率 × ５０％	D	預入期間が１年６か月以上２年未満	約定利率 × ６０％	E	預入期間が２年以上２年６か月未満	約定利率 × ７０％	F	預入期間が２年６か月以上３年未満	約定利率 × ９０％
A	預入期間が６か月未満	解約日における普通預金の利率																			
B	預入期間が６か月以上１年未満	約定利率 × ４０％																			
C	預入期間が１年以上１年６か月未満	約定利率 × ５０％																			
D	預入期間が１年６か月以上２年未満	約定利率 × ６０％																			
E	預入期間が２年以上２年６か月未満	約定利率 × ７０％																			
F	預入期間が２年６か月以上３年未満	約定利率 × ９０％																			

預金商品説明書（期日指定定期預金）

	通預金の利率によって計算します。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
13. その他参考となる 事項	・ 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）